

上島町 生名地区 防災マップ

防災マップの使い方

この防災マップは、災害時に避難する緊急避難場所や避難所、急傾斜地崩壊危険箇所等、特に注意すべき場所をまとめたものです。安全な避難場所をどこか？自宅の最寄りの避難場所はどこか？連絡先はどこか？などを確認のうえ、分かり易いところに掲示又は保存して下さい。

災害はいつ発生するか分かりません。いざと言う時に、落ち着いて行動できるよう日ごろから災害に対しての心構えが必要です。このマップの中で表示している「土砂災害（特別）警戒区域」「愛媛県津波浸水想定区域」等は愛媛県が調査した資料に基づいています。

これらの表示以外のところでも気象状況などによっては、山崩れやがけ崩れ、土石流などが発生する恐れがあります。

また、河川の近くなどでは、津波や大雨時の浸水などが発生する恐れがあります。

凡 例

- 津波警戒線（標高6mライン）
- 愛媛県津波浸水想定区域
- 土砂災害特別警戒区域
- 土砂災害警戒区域
- 急傾斜地崩壊危険箇所
- 土石流危険渓流
- 緊急避難場所
- 避難所
- 上島町役場
- 医療施設
- 消防団ポンプ庫
- 駐在所
- ヘリコプター離着陸適地
- 樋門・水門
- 町内循環道路

土砂災害（特別）警戒区域

土砂災害（特別）警戒区域とは、第1期（H27年3月）の指定箇所であり、土砂災害防止施設が未整備で、保全家戸数10戸以上、又は老人ホームや病院等の避難行動要支援者関連施設や公共的な建物がある箇所を示しています。
※愛媛県は、今後3年以内に上島町における人家10戸未満すべての土砂災害（特別）警戒区域の指定を予定しています。

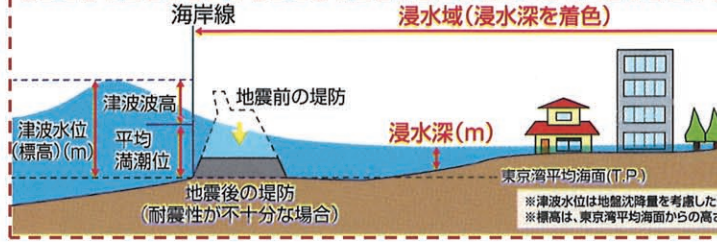
地域ぐるみで防災に取り組もう

大規模災害発生時には、通常の防災機関だけでは対応できません。また、個人や家族での救助活動にも限界があり、しかも各自がバラバラに動いては、かえって危険や混乱を招くおそれもあります。

そんな時に頼りになるのが地域の自主防災組織です。地域全体で協力し合って、「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識をもち、日頃から災害に負けないまちづくりに取り組みましょう。

津波浸水想定

津波浸水想定は、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域（浸水域）と水深（浸水深）を表したもので、愛媛県津波浸水想定（平成25年3月）に基づき作成しています。ただし、最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が想定される津波から設定したものであり、これよりも大きな津波が発生する可能性がないというものではありません。尚、本マップでは、浸水域だけを表示し、各港での津波水位（高）は、弓削・生名・岩城港で2.8m、魚島港で3.1mとなっています。



緊急避難場所（一時避難場所）一覧

番号	施設名	地震	津波	台風	豪雨	浸水	土砂	海拔 (m)
1	稲浦集会所	○	○	○	○			21
2	いきなスボレク公園野球場	○	○					15
3	生名港埠頭用地	○						3
4	県道横浜生名港線中腹（大松峠：二分回側）	○	○					35
5	二分団集会所	○		○	○			5
6	正福寺境内	○	○					40
7	生名公民館前広場	○						3
8	厳島銅像	○	○					26
9	生名小学校グラウンド	○						3
10	生名八幡神社境内	○	○					20
11	特別養護老人ホーム海光園広場	○						3
12	町道岡庄・中後線	○	○					17
13	三分団集会所	○		○	○			3
14	町道尾又恵生2号線（尾又・恵生：三分回側）	○	○					8
15	生名保育所	○			○			2
16	丸山生協付近	○						5
17	町道中の谷・岡庄線（尾又・丸山：四分回側）	○	○					15
18	泉農道中腹（丸山・西浦：四分回側）	○	○					6
19	立石多目的広場	○						3
20	町道立石・後新開線中腹（西浦峠：四分回側）	○	○					18
21	生名保健センター・生名老人デイサービスセンター駐車場	○						3
22	町道立石・大江線中腹（北立石・西浦：四分回側）	○	○					25
23	町道立石・大江線中腹（北立石・西浦：四分回側）	○	○					25
24	西浦地区集会所付近	○						5
25	西浦遊園地	○						3
26	泉農道中腹（丸山・西浦：四分回側）	○	○					20
27	町道立石・後新開線中腹（西浦峠：四分回側）	○	○					10
28	町道立石・大江線中腹（北立石・西浦：四分回側）	○	○					25

緊急避難場所（一時避難場所）について

緊急避難場所とは、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合にその危険から逃げるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所をいいます。ただし、災害の種類又は発生する場所、規模等によっては、避難できない場所がありますので、防災マップを確認し、緊急避難場所の点検をしておきましょう。

緊急連絡先

市外局番	(0897)
上島町生名総合支所	76-3000
上島町役場	77-2500
上島町消防署（災害対策本部）	77-4119
伯方警察署 生名駐在所	76-2110
秦医院	77-2074

避難所（収容施設）一覧

番号	施設名	電話番号	地震	津波	台風	豪雨	浸水	土砂	市外局番 (0897)
1	稲浦集会所	—	○	○	○	○			21
2	蛙石荘	74-0909	○	○	○	○			20
3	いきなスボレク公園体育館	74-0906	○	○	○	○			15
4	二分団集会所	—	○						5
5	生名公民館	76-2223	○						3
6	生名小学校	76-2014	○						3
7	生名小学校屋内運動場	76-2014	○						3
8	特別養護老人ホーム海光園	76-2250	○						3
9	三分団集会所	76-3192 (兼用)	○						3
10	生名体育館	76-2730	○						3
11	生名開発総合センター	76-2240	○						3
12	生名地域交流センター	—	○						3
13	生名保健センター	74-0911	○						3
14	西浦集会所	76-2924	○						5

避難所（避難収容施設）について

避難所とは、災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に居られなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設。ただし、災害の種類又は発生する場所、規模等並びに施設の状況によっては、使用できない施設があります。